

レセプトへの「福祉医療」取扱表示の変更について Q&A

Q1

平成23年4月診療分以降のレセプトに、誤って特記事項欄に29と入力して請求してしまった場合、どのようになりますか？

A

国保連合会のシステム変更により(現在国保連合会では、レセプトオンライン化の為に、システムの「最適化」が行われています。)、**特記事項欄に29と表示したまま提出すると、オンライン提出の場合、エラーとなり返戻されます。**

また、**紙提出の場合でも、公費負担者番号欄、受給者番号欄に記入がないと、福祉医療の助成データが集約できない**恐れがあります。必ず、平成23年4月診療分以降は、レセプトの公費負担者番号欄、受給者番号欄に福祉医療受給資格証の公費負担者番号、受給者番号の記載をお願いいたします。

Q2

二つ以上の公費負担の受給資格証を提示された場合、どのように記載すればよいですか？

A

医療保険、国公費、その他の公費の順で適用し、**福祉医療の公費負担者番号、受給者番号は、一番最後に記載**してください。誤って福祉医療の公費負担者番号、受給者番号を第一公費に入力すると、エラーになります。

なお、福祉医療の公費負担者番号、受給者番号入力は、レセプトへの目印の為であり、現物給付ではありません。受給者の方への窓口請求は、従来通り、医療保険の自己負担額(国等公費があればその適用後の自己負担額)を請求してください。受給者の方へは、従来通り福祉医療費自己負担額支払明細書により、自動償還されます(奈良県独自の取扱い)。

Q3

公費負担者番号欄を使用することで、他に変更する部分はありますか？

A

公費負担者番号欄を使用することで、「保険種別2」欄は、「1 単独」ではなくなります。そのため、「2 2併」または「3 3併」にチェックをお願いいたします。

また、診療報酬請求書(国保)の一般公費負担医療(併用再掲欄)について、従来は奈良県福祉医療分を除いて集計していましたが、平成23年5月請求分以降は、奈良県福祉医療分を含めた公費分を集計してください。

公費分点数欄の請求点数、患者負担金額(公費)及び診療実日数について、福祉医療分の記載の必要はありません(省略可能)。

Q4

システムによりレセプト及び福祉医療費自己負担額支払明細書を作成していますが、改修が間に合わなかった場合は、従来どおりの「29」表示で請求してもよいですか？

A

平成23年4月診療分(平成23年5月請求分)以降、国保連合会では「29」表示のレセプトはエラーで返戻となります。また、平成23年4月診療分(平成23年5月請求分)以前に「公費負担者番号・受給者番号」を記載した場合も、返戻されます。したがって、平成23年5月請求分に間に合うように改修をお願いいたします。

福祉医療費自己負担額支払明細書の記載方法は従来どおりです。また、紙提出の他、FDやCD等の電子媒体での提出も可能になりましたので、ご利用ください。

Q5

変更時期は、平成23年4月診療分以降となっているが、3月診療分より以前の月遅れ請求はどうなりますか？

A

レセプトについては、**診療月にかかわらず、平成23年4月診療分以降(平成23年5月請求分)の請求は、「29」表示ではなく「公費負担者番号・受給者番号」を記載してください。福祉医療費自己負担額支払明細書の記載方法に変更はありません。**

レセプト国保分及び福祉医療分とともに月遅れの場合

レセプトについては、診療月にかかわらず、平成23年4月診療分以降(平成23年5月請求分)の請求は、「29」表示ではなく「公費負担者番号・受給者番号」を記載してください。福祉医療分については、従来通り、福祉医療費自己負担額支払明細書の診療年月欄を記載の上、ご提出ください。

レセプト国保分が既に請求済で、福祉医療分のみ未提出の場合

レセプトに変更ありません。福祉医療分については、従来通り、福祉医療費自己負担額支払明細書の診療年月欄を記載の上、ご提出ください。

福祉医療分が既に提出済で、レセプト国保分が未請求の場合

レセプトについては4月11日以降の請求は、「29」表示ではなく「公費負担者番号・受給者番号」を記載のうえ、請求してください。福祉医療分に変更はありません。

医療機関等より取り下げ及び、国保連合会から返戻されたレセプトを再請求する場合

レセプトについては、平成23年4月診療分以降(平成23年5月請求分)の請求は、「29」表示ではなく「公費負担者番号・受給者番号」を記載のうえ、請求してください。

福祉医療分については、当初レセプトと再提出レセプトで自己負担額が異なることが想定されます。医療機関等の窓口で直接受給者と自己負担額に関する徴収・返還があった場合、『福祉医療費・返戻等差額発生報告書』を作成し、国保連合会に提出してください。

国保連合会でのレセプト処理月が5月以降の分について、公費負担者番号・受給者番号を記載してください。